

請願 第7号

受付 平成28年11月21日

付託 省略

## 公民館等公共施設の使用料、コミュニティバス値上げ中止を求める請願書

紹介議員 遠山智恵子

### ・請願趣旨

これまで現役世代として都心に通勤してきた私たちにとって、公民館・福祉会館とスポーツ施設は、文化・スポーツ、趣味の活動を通じて、市民との交流を広げることなど、退職後の一つの生きがい活動の場となっています。取手の街は、文化・芸術・スポーツ等市民活動が大変活発に行われ、高齢化が進む中で公共施設は、地域の文化振興の拠点であることと合わせ、市民の健康増進を図る場としての役割も大きくなっています。施設の一層の活用により、取手の街の魅力と、活力を生み出すことが期待されます。取手市の突然の公民館等公共施設とコミュニティバスの値上げ案は、施設の役割を低下させるとともに、交通弱者の移動を困難にすることにつながります。値上げについての取手市の、「利用者は受益者でありそこへの負担増は当然」「そのことが公平性、公益性を高める」という考え方は、施設の設置目的からも、現に施設が果たしている役割から見ても正しくありません。社会教育施設としての公民館及び公共施設は、本来無料で市民誰もが親しみ活用できる施設として拡充すべきものであると考えます。少なくとも現行の使用料は値上げすべきではありません。

### ・請願事項

- 一、公民館等公共施設の使用料引き上げは行わないこと
- 二、コミュニティバスの値上げは行わないこと

以上、地方自治法第124条の規定により請願します。

2016年11月21日

請願者代表

住 所 取手市櫛木 352-25

氏 名 遠藤 俊夫 ほか1,323人

取手市議会議長 佐藤 清 殿